

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて（改正）

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事現場の主任技術者又は管理技術者および現場代理人の配置および運用の指針となる「建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて」の改正について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の主な改正は、同一の専任の主任技術者が原則2件程度工事を管理できる「密接な関係のある工事かつ近接した場所」の工事現場の相互の間隔が、従前の5㎞程度から10㎞程度の場合も適用とされたこととなっております。